

野沢温泉村うるおいのある美しいまちづくり条例

(目的)

第1条 この条例は、野沢温泉村の歴史、文化、風土、自然と人とのふれあいを大切にしたい快適で魅力あるまちづくりを、住民と行政が一体となって進め、うるおいのある美しいまちづくりを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は該当各号に定めるところによる。

- (1)建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号の規定する建築物をいう。
- (2)工作物 建築基準法第88条第1項及び第2項に規定する工作物で広告物以外のもの及び規則で定めるもの。
- (3)広告物 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物及び規則で定めるもの。
- (4)公共物 公共建築物、道路、歩道、道路内公共物及び規則で定めるもの。
- (5)村民等 野沢温泉村の区域内（以下「村内」という。）に住所を有する者及び村内に居住する者並びに村内の土地、建築物等に関する権利を有するものをいう。
- (6)事業者 村内で商業、工業、建設業、観光業、その他の事業活動を行うものをいう。

(村の責務)

第3条 村長は、うるおいのある美しいまちづくりの実現を図るため、必要な施策を策定するものとする。

- 2 村長は、村民及び事業者等に対し、景観づくりに関する情報の周知に努める。
- 3 村長は、方針、基準等の策定、施策の実施にあたって、村民及び事業者の意見が十分に反映されるよう努めなければならない。
- 4 村長は、公共事業の実施にあたっては、環境デザイン協力基準及び良好な景観づくり基本方針、地域別景観づくり基準等、景観に関する基準等を遵守し、景観の向上に資する公共事業を行わなければならない。
- 5 村長は、良好な景観づくりを推進するために、必要に応じて専門知識を有する者の意見を聞き、常に良質な景観づくりがなされるよう努めなければならない。

(村民の責務)

第4条 村民は、うるおいのある美しいまちづくりの主体者であることを認識し、

自らまちづくりに取り組むものとする。

- 2 村民は、環境デザイン協力基準及び良好な景観づくり基本方針、地域別景観づくり基準等、景観に関する基準等を遵守し、良好な景観づくりを行うよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、うるおいのある美しいまちづくりの主体者であることを認識し、自らまちづくりに取り組むものとする。

- 2 事業者は、環境デザイン協力基準及び良好な景観づくり基本方針、地域別景観づくり基準等、景観に関する基準等を遵守し、良好な景観づくりを行うよう努めなければならない。

- 3 事業者のうち、建築等の設計もしくは施工を業として行う者、または不動産の販売もしくは賃貸を業として行う者は、事業活動の実施にあたっては、前項で定める基準等を遵守する他、専門的知識を活用して、特に良好な景観づくりを先導するよう努めなければならない。

(まちづくり推進委員会)

第6条 村における景観形成に関する事項の調査及び審議するため、村長の附属機関として野沢温泉村まちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の設置及び運営に関して必要な事項は規則に定める。

(景観デザイン調整会議)

第7条 村長は、委員会の中に、景観の形成に関する専門的事項を調査する景観デザイン調整会議（以下「調整会議」という。）を置くことができる。

- 2 村長は必要に応じて景観の形成に関する施策について、調整会議の助言を求めることができる。

- 3 調整会議の設置及び運営に関して必要な事項は規則で定める。

(地区景観づくり協議会)

第8条 村長は、一定の区域内における景観の形成を目的として組織された団体で規則に定める基準に適合するものを、地区景観づくり協議会として認定することができる。

- 2 前項の規定による認定を受けようとする団体は、その代表者を通じて、規則で定めるところにより、村長にその認定を申請しなければならない。

(良好な景観づくり基本方針)

第9条 村長は、良好な景観づくり基本方針（以下、「基本方針」という。）を策定し、景観の形成に必要な事項を定めるものとする。

- 2 村長は基本方針を定めようとするときは、あらかじめまちづくり推進委員会

(以下「委員会」という。)の意見を聞かなければならない。

- 3 村長は基本方針を策定したときは、これを告示しなければならない。
- 4 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(環境デザイン協力基準)

第10条 村長は第9条に定める基本方針において、本村全域に共通する基準として、環境デザイン協力基準を定めるものとする。

(景観形成地域の指定)

第11条 村長は、特に景観形成を推進すべき地域について景観形成地域として指定し、基本方針に位置づけることができる。

- 2 村長は、前項に定める景観形成地域を指定するときは、当該地域における地域景観づくり基準を定めることができる。

(地区景観づくり計画)

第12条 地区景観づくり協議会は、地区景観づくり計画を村長に提案することができる。

- 2 村長は前項の計画の申請があった場合には、当該計画が景観形成に資するもので、基本方針に適合すると認めるときは、地区景観づくり計画を認定するものとする。
- 3 村長は前項の規定により地区景観づくり計画を認定しようとするときは、あらかじめ委員会の意見を聞かなければならない。
- 4 地区景観づくり計画は次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)地区景観づくり方針

(2)地区景観づくり基準

(地区景観づくり協定)

第13条 第12条に定める計画を策定したときには、区域内の村民等は、当該区域における景観の形成に関する地区景観づくり協定(以下「協定」という。)を締結することができる。

- 2 協定を締結したものは、協定書を作成し、その代表者を通じて村長にその認定を求めることができる。
- 3 村長は協定がこの条例の目的に照らして妥当であると認めるときは、これを認定することができる。

(行為の届出)

第14条 村内において次の各号のいずれかに該当する行為で規則に定める条件を満たす行為(以下「一般事業」という。)を行おうとする者は、あらかじめその内容を村長に届け出なければならない。

- (1) 建築物の新築、増築、改築、移転、除去又は大規模な模様替え又は外壁面の色彩の変更
 - (2) 工作物の新設、増築、改築、移転、除去又は大規模な模様替え又は外壁面の色彩の変更
 - (3) 広告物の表示、移転若しくはその内容の変更又は広告物を掲出する物件の設置、改造、移転若しくは色彩の変更
 - (4) 土地の区画形質の変更又は土地利用の変更
 - (5) その他、景観の形成の影響を及ぼすと村長が認める行為
- 2 国等は前項各号に掲げる行為で規則に定める条件を満たす行為を行おうとするときは、あらかじめ村長と協議しなければならない。
- 3 前2項の規定は次の各号に該当する行為には適用しない。
- (1) 通常管理行為、その他規則で定める行為
 - (2) 災害のための必要な応急措置として行う行為
(特定事業の行為の届出)

第15条 村内において、一定規模以上の建築物等にかかる行為及びその他の行為で、規則で定める行為（以下「特定事業」という。）を行おうとする者は、あらかじめその内容を村長に届け出なければならない。

- 2 村長は規則で定める公共物の整備をしようとするときには、あらかじめその内容を、調整会議に届け出るものとする。
- 3 前2項の規定は次の各号に該当する行為には適用しない。
- (1) 通常管理行為、その他規則で定める行為
 - (2) 災害のための必要な応急措置として行う行為
(指導・助言)

第16条 村長は、うるおいのある美しいまちづくりの実現を図るため、住民、事業者が行う景観形成に係る行為について、指導または助言をすることができる。

- 2 村民等及び事業者は必要に応じて専門家の指導・助言を求めることができる。
(一般事業のデザイン調整)

第17条 村長は、第14条の規定に基づく届出があった場合には、直ちに調整会議にその旨を通知し、当該計画に対し必要な指導・助言を行うよう指示しなければならない。

- 2 調整会議は、規則に定めるところにより当該計画に対し必要な指導・助言を行うとともに、申請者との協議を通じて、より良い計画へ導くよう努めなければならない。
- 3 申請者は、調整会議の指導・助言について当該計画に反映するよう努めなければ

ばならない。

- 4 調整会議は、指導・助言の内容及び協議結果を記載した書面を作成し、村長に提出しなければならない。

(特定事業のデザイン調整)

第18条 村長は、第15条第1項の規定に基づく届出があった場合には、直ちに調整会議にその旨を通知し、当該計画に対し必要な指導・助言を行うよう指示しなければならない。

- 2 村長は、必要に応じ調整会議を村民に公開することができる。
- 3 調整会議は、規則に定めるところにより当該計画に対し必要な指導・助言を行うとともに、申請者との協議を通じて、より良い計画へ導くよう努めなければならない。
- 4 申請者は、調整会議の指導・助言について当該計画に反映するよう努めなければならない。
- 5 調整会議は、指導・助言の内容及び協議結果を記載した書面を作成し、村長に提出しなければならない。

(公共事業のデザイン調整)

第19条 調整会議は、第15条第2項の規定に基づく公共事業の届出があった場合には、会を招集し、当該計画に対し必要な指導・助言を行わなければならない。

- 2 調整会議の長は、必要に応じ、調整会議を村民に公開することができる。
- 3 調整会議は、規則に定めるところにより当該計画に対し必要な指導・助言を行うとともに、申請者との協議を通じて、より良い計画へ導くよう努めなければならない。
- 4 村長は、調整会議の指導・助言について当該計画に反映するよう努めなければならない。
- 5 調整会議は、指導・助言の内容及び協議結果を記載した書面を作成し、村長に提出しなければならない。

(表彰)

第20条 村長は、うるおいのある美しいまちづくりの実現に著しく寄与していると認められる建築物、その他の物件について、その所有者、設計者、施工者等を表彰することができる。

- 2 村長は、うるおいのある美しいまちづくりの実現に著しく貢献した者を表彰することができる。

(助成)

第21条 村長は、うるおいのある美しいまちづくりの実現のために必要な行為を行

ったと認める者に対し、その行為に要した経費の一部を助成することができる。

2 村長は、うるおいのある美しいまちづくりの実現のために、地区景観まちづくり協議会が行う取組みに対し、その行為に要した経費の一部を助成することができる。

(補則)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。